

## 山口市開発地給水事業取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口市水道事業給水条例（平成17年山口市条例第216号。以下「給水条例」という。）第11条第1項及び山口市水道事業給水条例施行規程（平成17年山口市上下水道局規程第30号。以下「施行規程」という。）第12条に規定する開発地給水事業について、宅地造成地等（以下「開発地」という。）に給水する場合の可否決定の基準及び給水に要する施設（以下「給水施設」という。）について、給水を受ける者（以下「給水申請者」という。）が負担する費用の範囲等について、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この要綱の適用範囲は、都市計画法及び関係法等による開発地の面積が1,000平方メートル以上のものに適用するものとする。ただし、開発地の面積が1,000平方メートル未満であっても、同一の給水申請者が隣接地を継続して開発を行う計画があり、開発地の面積が1,000平方メートルを超えるものも同様とする。

(事前協議)

第3条 開発地の給水申請者は、開発地（事前・変更）協議書（様式第1号）（以下「協議書」という。）を山口市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出し、あらかじめ次の各号に掲げる事項について、事前協議をしなければならない。

- (1) 開発地の所在地
- (2) 開発地の面積
- (3) 計画給水戸数
- (4) 予定給水時期
- (5) 宅地区画及び道路等の計画図
- (6) 給水施設の規模、構造（位置図・平面図・断面図・施設構造図・流量計算書）
- (7) 計画地盤高

(給水の可否決定基準)

第4条 管理者は、前条の規定により協議書が提出されたときは、関係図書の審査及び現地調査を行い、次の各号のいずれかに該当するときを除き、給水の同意をするものとする。

- (1) 給水施設を設けようとしているところが、管理者が定める水道施設の建設計画がなく給水が不可能なとき。
- (2) 給水量及び水圧が著しく不足し、給水計画上支障があると認められるとき。
- (3) 技術的又は特殊な事情により、給水が著しく困難なとき。

2 管理者は、前項の規定により給水の可否を決定し、給水申請者に開発地（事前・変更）協議回答書（様式第2号）により回答しなければならない。また、給水に応じられないものについては、その理由を明示しなければならない。

（開発地の給水装置工事の申込み）

第5条 第4条において給水の同意を受けた給水申請者は、開発地の給水装置工事の申込みをするときは、施行規程第3条第1項の規定による給水装置工事施行申込書に、開発地給水施設工事誓約書（様式第3号）を添付し、管理者に提出しなければならない。

（給水施設の帰属）

第6条 給水申請者は、給水装置の工事しゅん工検査に合格したときは、給水施設寄付申込書（様式第4号）を管理者に提出し、当該給水施設を無償で本市に帰属するものとする。

2 管理者は、前項の規定により給水施設の寄付の申し込みを受けたときは、次の各号に掲げる要件を満たすものについては給水施設を受納するものとし、給水施設の寄付受納書（様式第5号）を給水申請者に交付しなければならない。

(1) 開発地の要件

ア 開発行為について、都市計画法及び関係法等に基づく完了公告がなされているとき。

イ 開発地内の道路については、道路法（昭和27年法律第180号）に基づく道路認定がされるか、又はこれに準ずる道路であるとき。

(2) 給水施設の要件

ア 給水施設が、管理者が定める給水装置工事施工基準に適合し、維持管理上支障がないよう施行されているとき。

イ 給水施設及び当該施設に要する用地を本市に無償で譲渡するか、又は用地を無償で譲渡できない場合は、地役権設定等の行為を行ったとき。

ウ 給水施設において、管理者が特に必要と認めた施設についても寄付するとき。

(既設給水施設の帰属)

第7条 既設の開発地給水施設を管理者に帰属しようとする給水施設所有者は、給水施設寄付申込書(様式第4号)を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定により帰属の申し込みを受けたときは、当該施設が給水条例、施行規程及び本要綱に適合し、次に掲げる要件を満たすものについては、給水施設を受納するものとする。

(1) 第6条に規定する要件を満たすとき。

(2) 給水装置の適用外の給水施設においては、当該施設のしゅん工図書で現地と照査し合格したとき。

(3) 前号の施設においては、給水装置工事施行基準の水圧検査の基準を適用し、合格したとき。

3 管理者は、第2項の要件を満たしたときは、給水施設所有者等に給水施設の寄付受納書(様式第5号)を交付するものとする。

4 第2項の規定に適合するために、給水施設の改良が必要なときは、これに要する費用は給水施設所有者等が負担するものとする。

(工事負担金)

第8条 給水申請者は、開発地及び市の配水管から開発地にいたる間の給水に必要な施設の費用(以下「工事負担金」という。)を負担しなければならない。ただし、国道、県道及び市道(以下「公道」という。)に布設する給水本管については、次の各号に該当するときは、管理者が工事費の一部を負担することができる。

(1) 管理者と給水申請者が計画する水道管の布設路線、布設年度及び管口径が同一の場合は、その布設延長の同一部分までの工事費を管理者が負担するものとする。ただし、管理者の計画する管口径より、給水申請者の計画する管口径の方が大きいときは、管理者の計画する管口径に要する工事費とし、差額は給水申請者が負担するものとする。

(2) 管理者に水道管布設計画がない場合は、給水申請者が布設する公道部分の給水本管の工事費が500万円以上のものについては、その工事費の10%相当を管理者が負担するものとする。ただし、管理者が負担する工事費は、500万円相当までとする。

(3) 管理者の指示により、給水申請者が必要とする管口径以上のものを布設させよ

うとするときは、これに要する工事費の差額は管理者が負担するものとする。

2 前項第2号の規定に該当し、管理者に工事費の負担を申し込もうとする給水申請者は、給水装置工事施行申込書を管理者に提出するときに、給水本管工事費負担申込書（様式第6号）に公道部分の給水本管工事費の内容を記載した、請負工事費明細書を添付し、管理者に提出しなければならない。

3 管理者は、前項の規定により提出された給水本管工事費負担申込書（様式第6号）の内容を審査し、給水申請者に給水本管工事費負担回答書（様式第7号）により、管理者の工事費の負担を回答しなければならない。

（適用の除外）

第9条 この要綱の適用について、管理者が特に必要と認めたものについては、その一部の適用を除外することができる。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日

山口市上下水道事業管理者 様

(申請者)

住 所

氏 名

(※)

(※)本人(代表者)が手書きしない場合は、**記名押印**してください。

T E L

## 開 発 地 ( 事 前 ・ 変 更 ) 協 議 書

下記の開発にあたり、山口市開発地給水事業取扱要綱に基づき、給水施設の施行について(事前・変更)協議を申請します。

### 記

- 1 開発地の所在地
- 2 開発地の面積
- 3 計画給水戸数
- 4 予定給水時期
- 5 宅地区画及び道路等の計画図
- 6 給水施設の規模、構造(位置図・平面図・断面図・施設構造図・流量計算書)
- 7 計画地盤高

m～

m

- 8 その他

開発地の面積及び給水方法等に変更が生じた場合は、変更協議書を提出すること。

様式第2号

水整 第 号

年 月 日

様

山口市上下水道事業管理者

印

## 開 発 地 （ 事 前 ・ 変 更 ） 協 議 回 答 書

年 月 日付で(事前・変更)協議のありました開発地内の給水については、下記のとおり回答します。

### 記

- 1 給水の可否
- 2 開発地の所在地
- 3 開発地の面積
- 4 計画給水戸数
- 5 給水施設の給水方法
- 6 その他

年 月 日

山口市上下水道事業管理者 様

(誓約者)

住 所

氏 名

(※)

(※)本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

T E L

## 開 発 地 給 水 施 設 工 事 誓 約 書

下記の開発地内に計画の給水施設の工事施行及び維持管理につきましては、次のとおり誓約いたします。

### 記

1 工事の概要

2 開発地の名称

3 開発地の所在地 山口市

4 開発地の面積 総面積 m<sup>2</sup>

5 宅地区画数及び戸数 区画 戸

6 計画地盤高 m～ m

7 提出書類

(1)開発地位置図

(2)配管平面図

(3)異形管詳細図

(4)施設構造図

8 誓約事項

(1) 開発地に必要な給水施設は、当方の責任において山口市水道事業給水条例、同施行規程、給水装置工事施行基準及び山口市開発地給水事業取扱要綱に基づき施行します。

(2) 開発地の給水施設は、工事完成後に本市に給水装置の(止水栓・メーター)までを帰属します。

(3) 開発地内の通路部分及び当該給水施設に関する土地の使用(維持管理、新設改良工事に関する掘削及び布設)について、貴局に対し開発者及び分譲者は、無条件で承諾し、異議ないものとします。

(4) 開発地内の土地及び区画を第三者に分譲する場合は、当方の責任において前各号に定める事項を相手方に周知し、了解していただきます。

様式第4号

年 月 日

山口市上下水道事業管理者 様

(寄付申込者)

住 所

氏 名

(※)

(※)本人(代表者)が手書きしない場合は、**記名押印**してください。

T E L

## 給 水 施 設 寄 付 申 込 書

開発地に係る給水施設を下記のとおり寄付いたしますので、受納していただきますよう  
申し込みます。

### 記

1 名 称

2 開発地の表示

(1)所在地及び地番

(2)給水施設の種類、構造及び数量

3 提出書類

(1)開発地位置図

(4)施設構造図

(2)配管平面図

(5)工事写真

(3)異形管詳細図

(6)その他維持管理上必要とする書類

4 その他



様式第5号

水整 第 号

年 月 日

様

山口市上下水道事業管理者

印

## 給 水 施 設 の 寄 付 受 納 書

年 月 日付で寄付の申し込みがありました給水施設については、下記により受納するものとし、今後は当局において維持管理をいたしますので通知します。

記

1 名 称

2 開発地の表示

(1) 所在地及び地番

(2) 給水施設の種類、構造及び数量

3 受納年月日 年 月 日

4 条 件

年 月 日

山口市上下水道事業管理者 様

(申請者)  
住 所  
氏 名 (※)  
(※)本人(代表者)が手書きしない場合は、**記名押印**してください。  
T E L

## 給水本管工事費負担申込書

年 月 日付け水整第 号で同意されました開発地の給水本管工事費の負担をしていただきたく、山口市開発地給水事業取扱要綱第8条第2項の規定により、下記の書類を添付し申請します。

### 記

- 1 開発地の名称
- 2 開発地の所在地 山口市
- 3 公道部分の工事概要
- 4 公道部分の請負工事費(消費税含む) ￥ \_\_\_\_\_ 円
- 3 公道部分の請負工事費明細書
- 4 公道部分の設計図面
  - ① 位置図
  - ② 平面図
  - ③ 異形管詳細図
  - ④ 断面図
  - ⑤ 掘削断面図

様式第7号

水整 第 号

年 月 日

様

山口市上下水道事業管理者

印

## 給 水 本 管 工 事 費 負 担 回 答 書

年 月 日付けで申し込みがありました給水本管工事費の負担については、下記のとおり回答します。

### 記

- 1 開発地の名称
- 2 開発地の所在地 山口市
- 3 局負担方法 局負担工事金額に相当する工事延長を施行。
- 4 工事概要
- 6 工事着工予定月日 年 月 日頃

## 工事負担金の例示

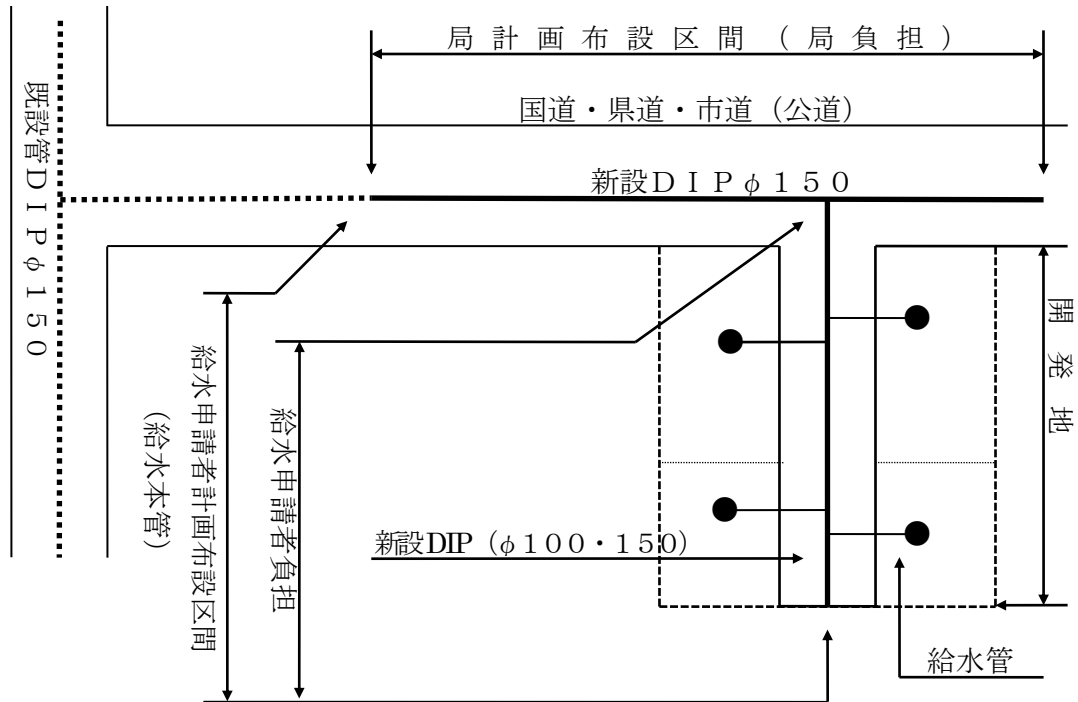
(第8条第1号関係)

I 局に水道管布設計画がある場合

1 口径及び布設計画年度が同一の場合（布設年度が協議書提出時もしくは翌年度）

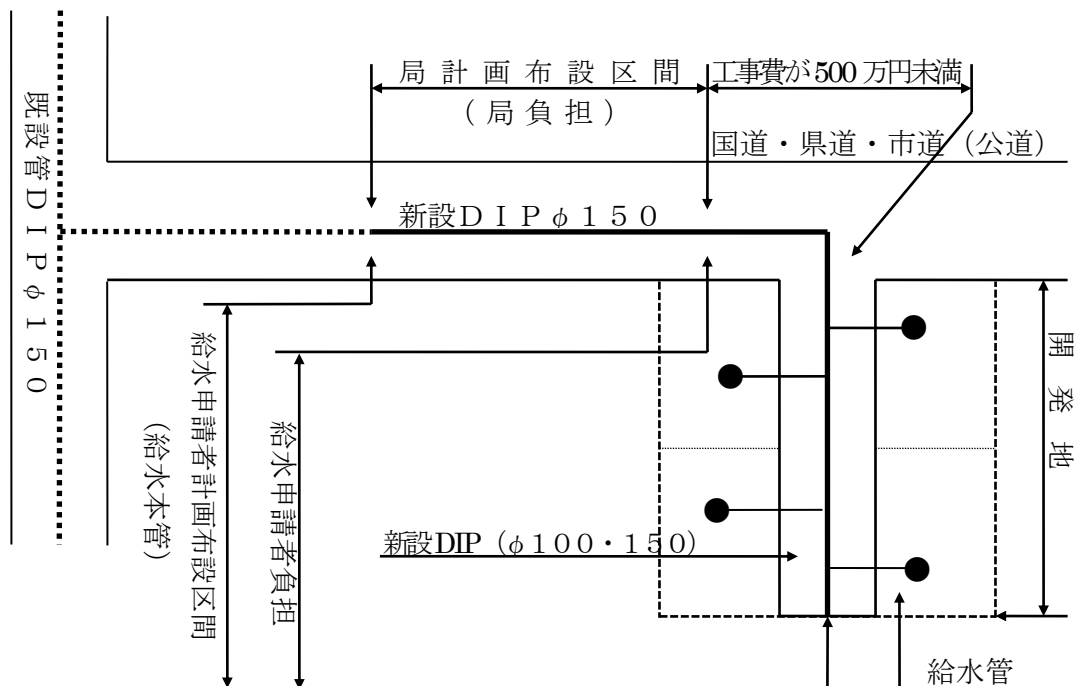
(1) 新設管の場合

① 公道部分の計画布設延長 局 ≧ 給水申請者

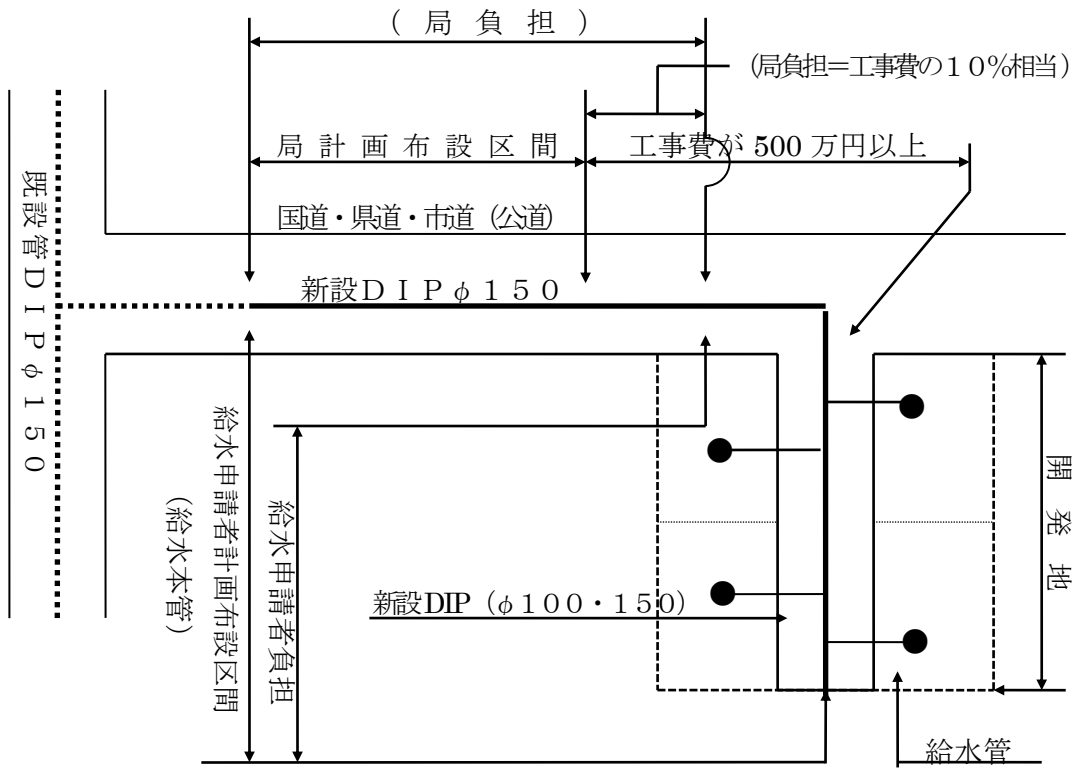


② 公道部分の計画布設延長 局 ≦ 給水申請者

(ア) 工事費500万円未満の場合

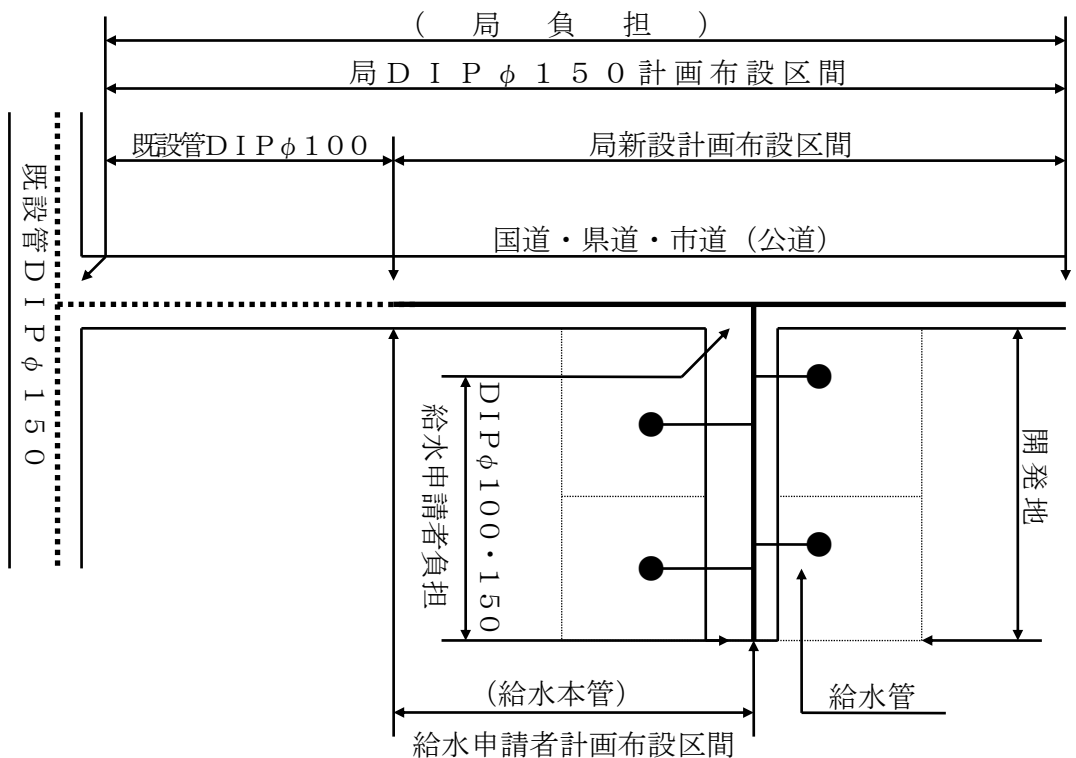


(イ) 工事費500万円以上の場合

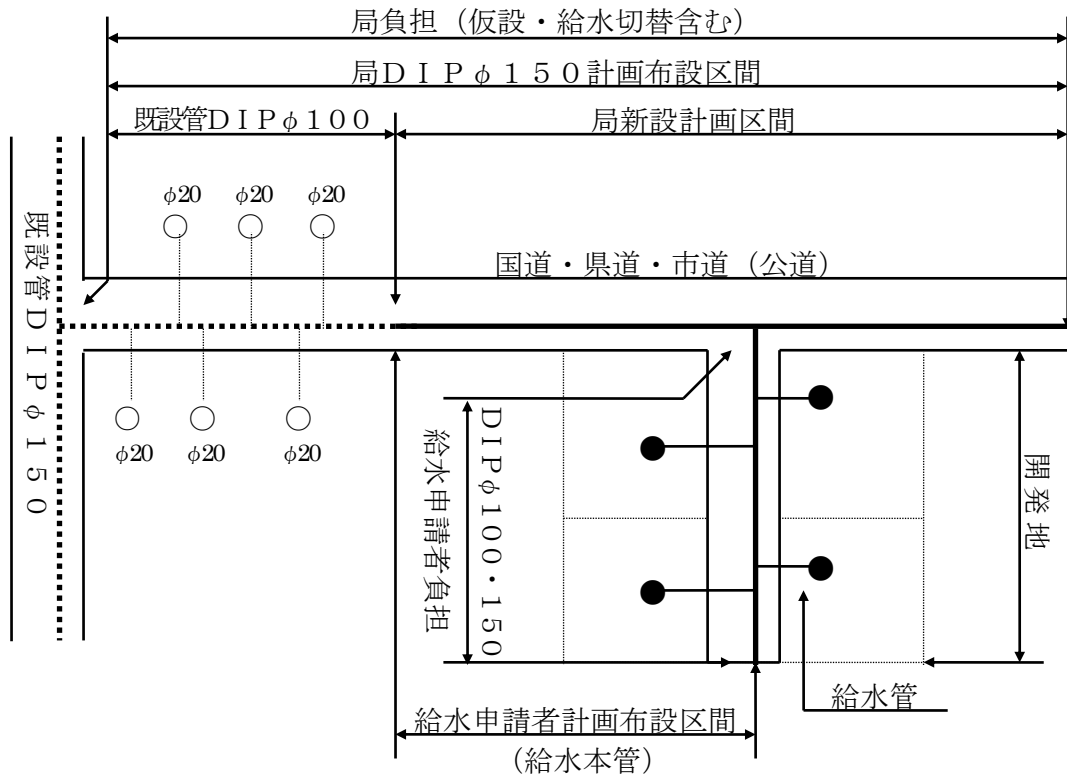


(2) 既設管の改良が必要な場合

① 仮設及び給水切替がない場合



②仮設及び給水切替がある場合



(第8条第1号ただし書き)

※ 上記(1)・(2)の場合で、局の計画する管口径より給水申請者の必要とする管口径の方が大きいときは、局の計画管口径に要する費用のみを局が負担する。この場合は、局の負担する費用に相当する布設延長を局が施行するものとする。

(第8条第2号関係)

II 局に水道管布設計画がない場合

(1) 新設管及び既設管の改良を含む場合

- ① 公道部分の工事費 < 500万円 = 全額給水申請者負担
- ② 公道部分の工事費 ≥ 500万円 = 公道部分の工事費の10%相当を局が負担 (負担上限500万円)
- ③ 公道部分の工事費とは、給水申請者が公道部分に布設する給水本管の経費を含む請負工事費(消費税含む)とし、開発地への給水切替を含まないものとする。また、この工事区間に管理者が布設した配水管の改良が伴う場合は、仮設費用及び既存家屋への給水切替費用も含むものとする。
- ④ 給水申請者は、給水装置工事施工申込書を管理者に提出するときに、公道部分の請負工事費の明細書を添付しなければならない。
- ⑤ 管理者は、前号で提出された明細書を審査し、その金額に見合う本管工事を発注するものとする。

(例) 公道部分の請負工事費が600万円・工事延長が100mの場合

局負担金額 = 600万円 × 10% = 60万円

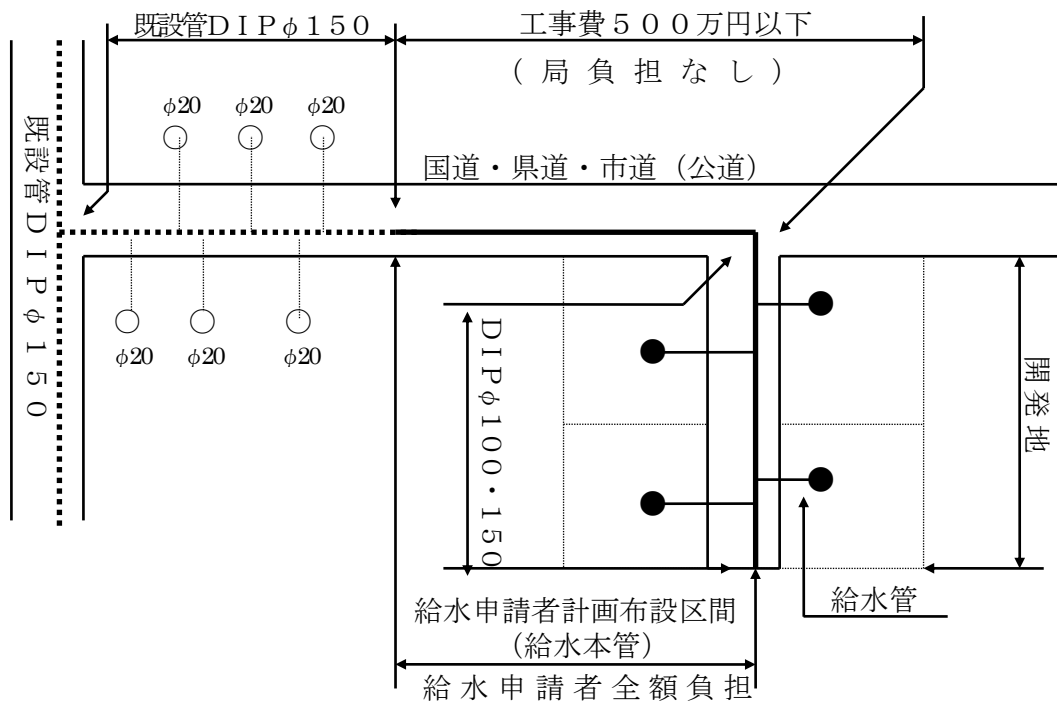
局発注工事 = 60万円相当の延長工事(12m)を発注

- ⑥ 管理者の指示により給水申請者が必要とする管口径以上のものを布設させようとするときは、これに要する差額を前号と同様の方法で管理者が負担する。

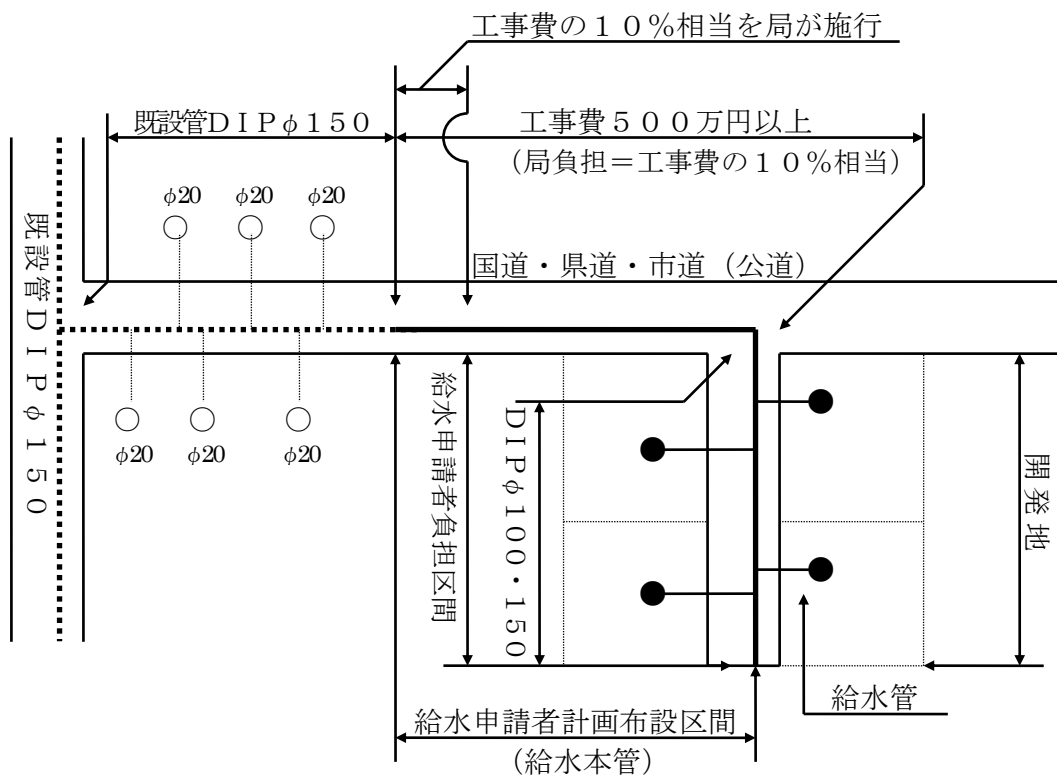
(第8条第3号関係)

(A) 新設管の場合

① 工事費 500万円未満

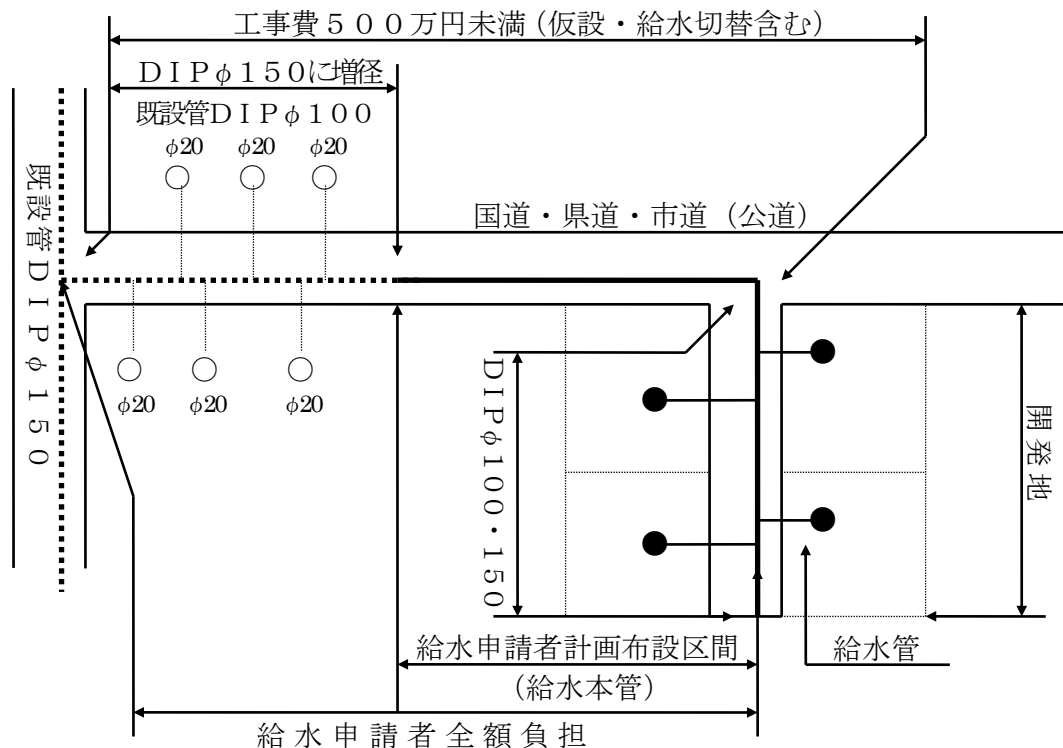


② 工事費 500万円以上の場合



(B) 既設管の改良を含む場合

① 工事費 500 万円未満



② 工事費 500 万円以上

